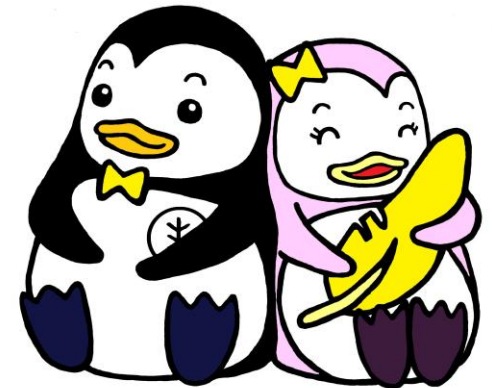


第2次船橋市再犯防止推進計画（素案） の概要について

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課

令和8年10月21日



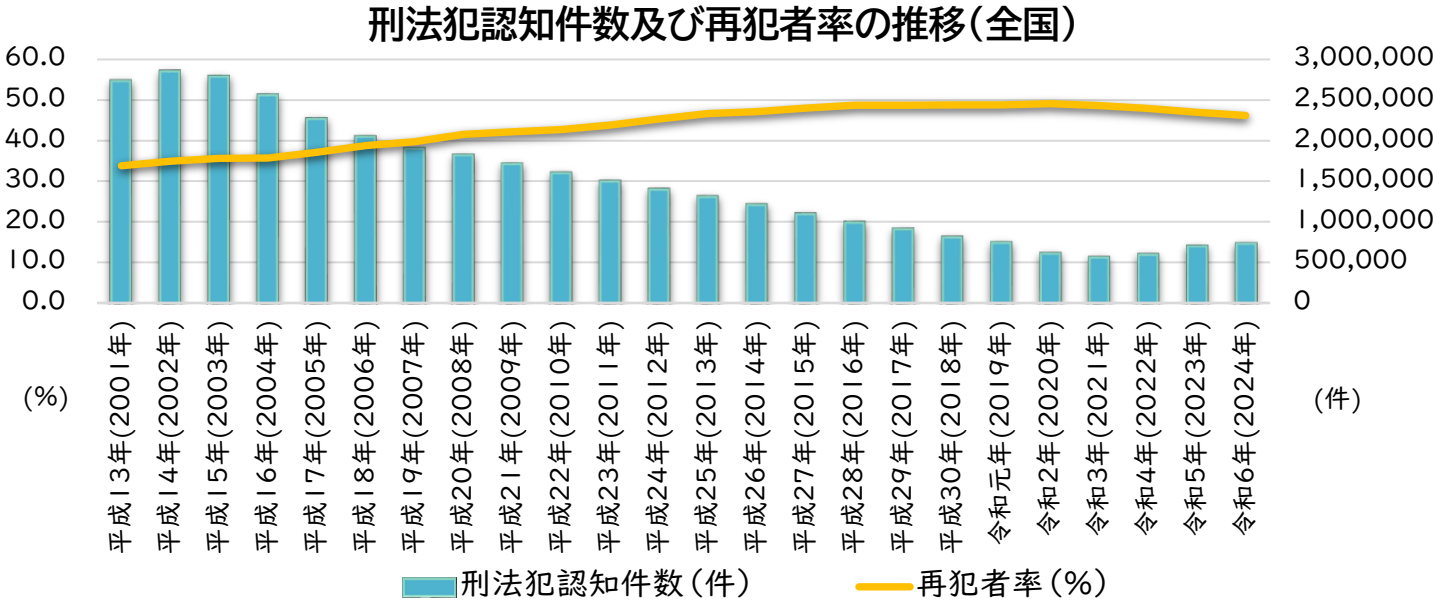
1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

近年、再犯者率(刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合)が約50%弱で推移しています。そのため、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、再犯の防止等に向けた取組が重要となっています。

船橋市では、船橋市再犯防止推進計画(令和6年度～令和8年度)(以下「第1次計画」という。)を策定し、関係機関等と連携して再犯の防止等の取組を推進してきました。

再犯の防止等に関する施策をさらに深化させ、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、この計画を策定します。



令和7年版犯罪白書を基に作成

1 計画の概要

(2) これまでの進捗

第1次計画の期間においては、「**船橋市再犯防止推進ネットワーク会議**」を新たに設置し、国や民間団体等との連携強化に取り組んできました。

また、令和7年度(2025年度)には新たに「**リスタートを支援し、すべての市民の安全・安心な暮らしのために『船橋市再犯防止支援ガイドブック』**」を発行し、再犯の防止等への理解促進のための広報・啓発に取り組んできました。



1 計画の概要

(3) 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項に規定する「**地方再犯防止推進計画**」として策定します。

市の最上位計画である「船橋市総合計画」や「船橋市地域福祉計画」などの関連する行政計画との整合性を図り、再犯防止推進法や、国や千葉県の「再犯防止推進計画」を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を推進していきます。



1 計画の概要

(4) 計画の支援対象者等

本計画では、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」を支援対象者とし、本計画上の表記としては、原則として「犯罪をした人等」とします。

再犯防止推進法第2条第1項では、「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者」と規定されています。これには、矯正施設を退所した人だけではなく、警察で微罪処分になった人や検察で不起訴処分(起訴猶予)となった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人等も含まれます。

(5) 計画の期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までの5年間とします。

1 計画の概要

(6) 計画の基本方針

再犯の防止等に関する施策の推進に当たっては、刑事司法関係機関とともに地方公共団体、民間団体等の関係者が一丸となって支援に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、再犯防止推進法第3条に規定されている基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針のほか、千葉県の再犯防止推進計画の基本理念を踏まえ、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係機関・団体と連携し、必要な指導及び支援の実施や、理解促進のための広報・啓発などに取り組みます。

特に本計画では、具体的な取組のうち「地域による包摂を推進するための取組」を重点施策とし、「国、民間団体等との連携の推進」や「広報・啓発活動等の推進」に取り組みます。

2 具体的な取組

具体的な取組として、以下の6項目に取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- (4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- (5) 民間協力者の活動の促進等のための取組
- (6) 地域による包摂を推進するための取組 **【重点施策】**

2 具体的な取組

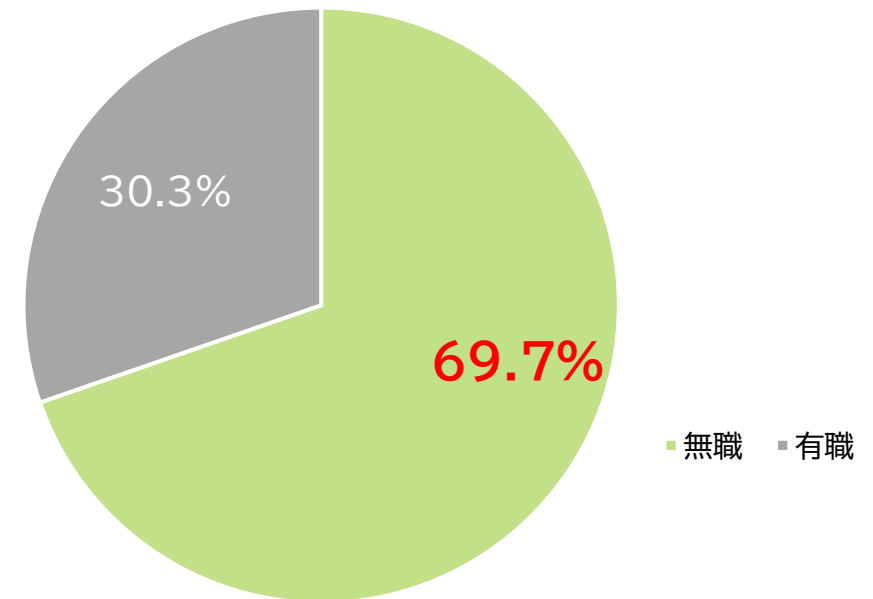
(1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

①就労の確保

再入所者のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、犯罪をした人等の就労を確保し、生活を安定させることが重要です。

本市においては、犯罪をした人等の安定的な就労や継続した就労状況を確保するため、就職に向けた相談体制や支援策を充実するとともに、協力雇用主の増加を促進するための取組を進めていきます。

再入所者の再犯時の職業の有無
令和6年(2024年) 千葉県



法務省統計データを基に作成

2 具体的な取組

(1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

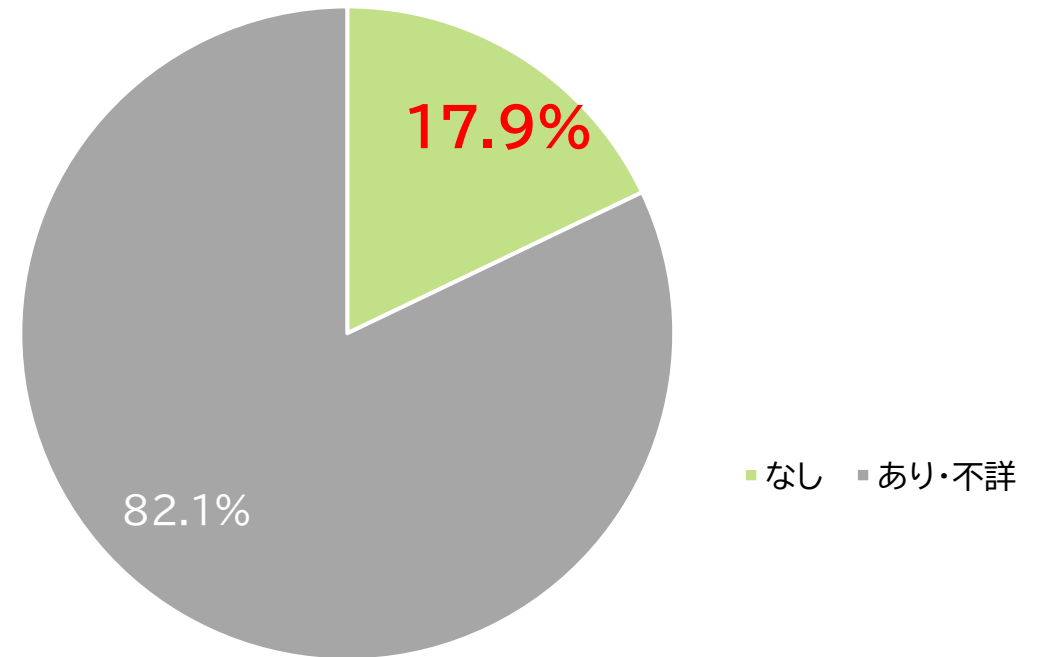
②住居の確保

令和6年(2024年)における千葉県の再入所者のうち、前刑出所時に適切な帰住先が確保されていなかった者は、全体の約2割となっています。

適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つといえます。

そのため、本市においては、犯罪をした人等への住まいに関する相談支援や市営住宅の周知等、地域で適切な住居を確保するための取組を進めています。

再入所者の前刑出所時における帰住先
令和6年(2024年) 千葉県



法務省統計データを基に作成

2 具体的な取組

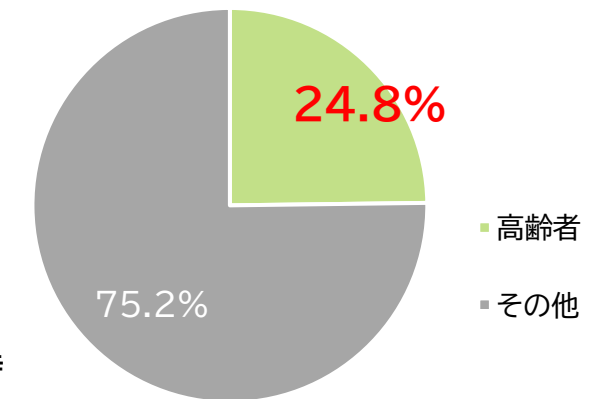
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

①高齢者、障害者等への支援

令和6年(2024年)における千葉県の刑法犯検挙人員に占める高齢者(65歳以上の人)の割合は約25%となっており、また、犯罪時の居住地が千葉県で、令和6年に新受刑者として刑事施設に入所した人のうち、精神診断の結果、障害があると診断された人の割合は23%でした。

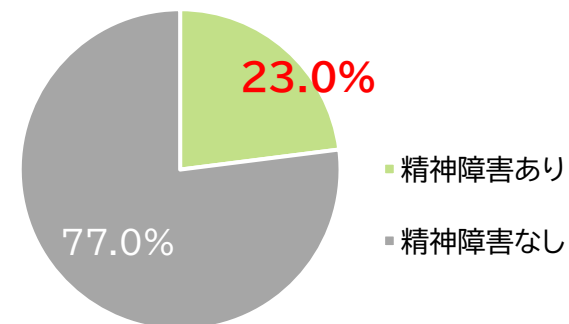
本市においては、市民に身近な行政機関として、**高齢者、障害のある人、生活困窮者など、支援を必要とする人が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、支援等を進めていきます。**

刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合
令和6年(2024年) 千葉県



法務省統計データを基に作成

新受刑者の刑事施設入所時
における精神診断の結果
令和6年(2024年) 千葉県



法務省統計データを基に作成

2 具体的な取組

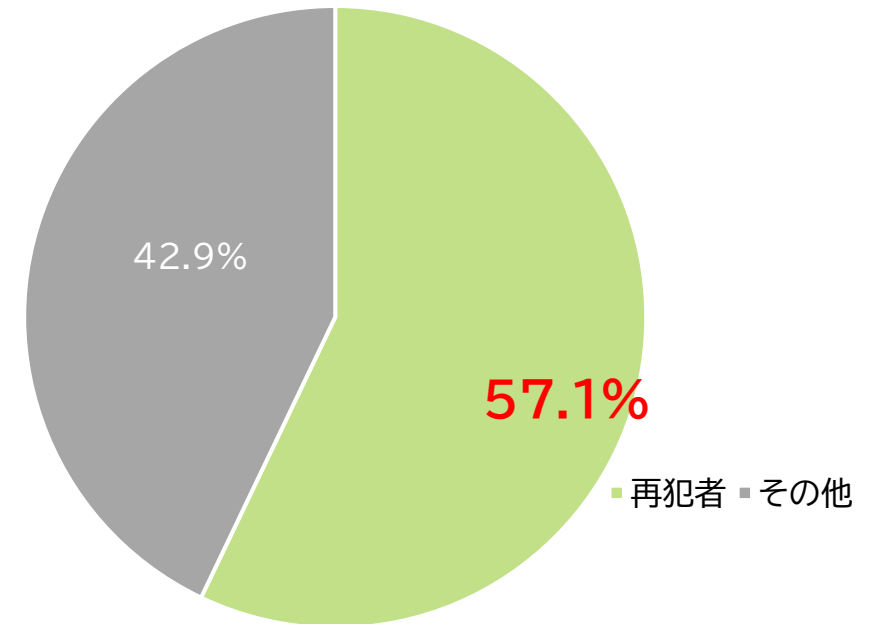
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

②薬物依存を有する人への支援

薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症者である場合があることから、その再犯を防止するためには、**薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が必要**と考えられます。

本市においても、関係保健医療機関・団体等と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。併せて、薬物乱用を防止するための啓発活動を実施していきます。

覚醒剤乱用者における再犯者の割合
令和6年(2024年) 千葉県



千葉県警察統計データを基に作成

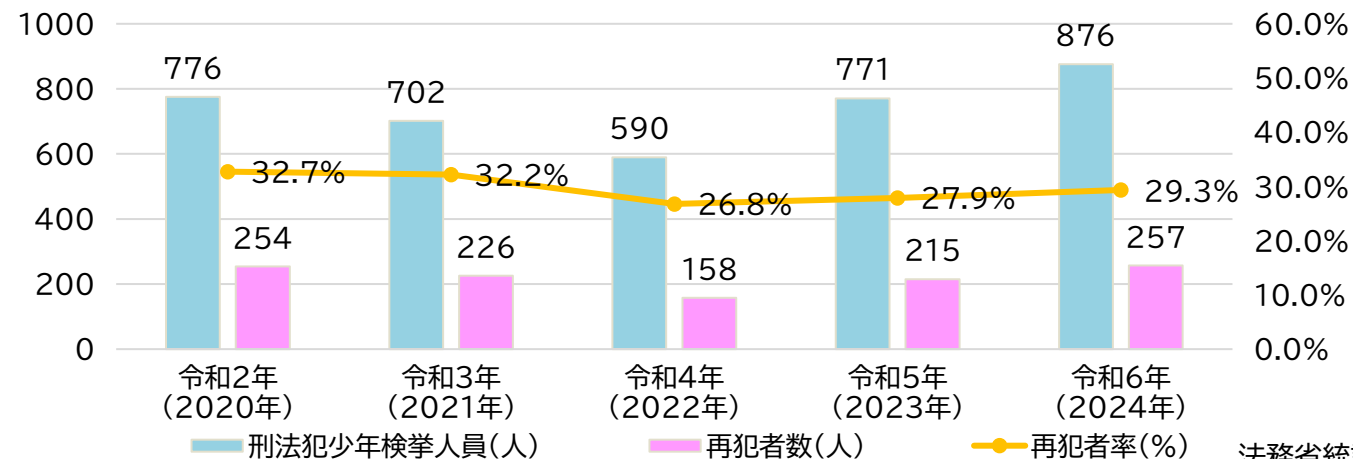
2 具体的な取組

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

将来を担う少年たちの健全育成を図るため、**学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へつないでいくことが重要**となります。

このため、本市においても、関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組を推進するとともに、非行や犯罪をした少年が社会へ復帰し自立するために、進学・復学支援、地域における居場所づくり等の取組を進めていきます。

刑法犯少年の検挙人員、再犯者数、再犯者率(千葉県)



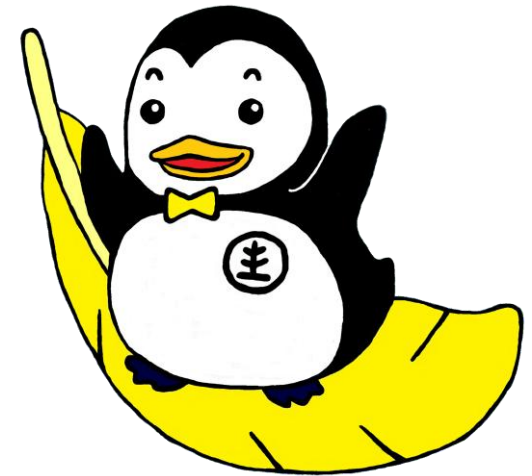
法務省統計データを基に作成

2 具体的な取組

(4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、**一人一人の特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な支援を継続的に実施することが重要**です。

本市においても、少年・若年者に対する支援、女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する人に対する支援等、対象者の特性に応じた支援を進めていきます。



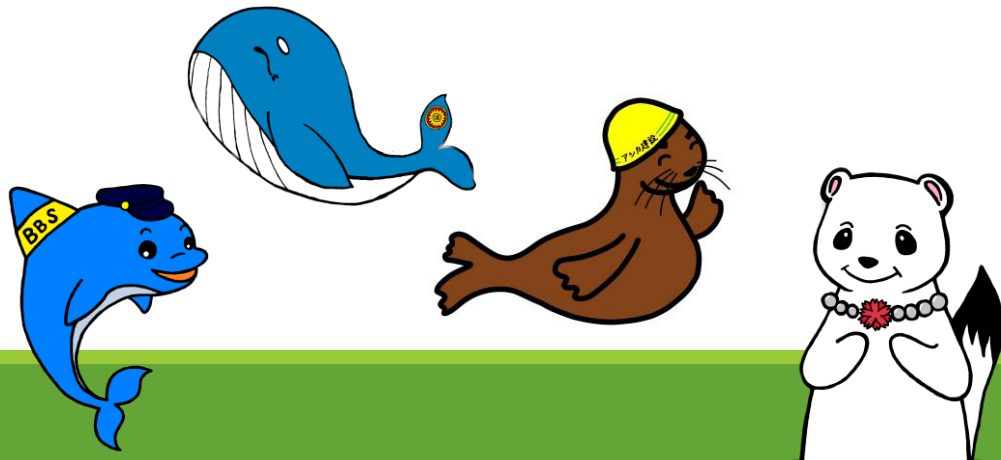
2 具体的な取組

(5) 民間協力者の活動の促進等のための取組

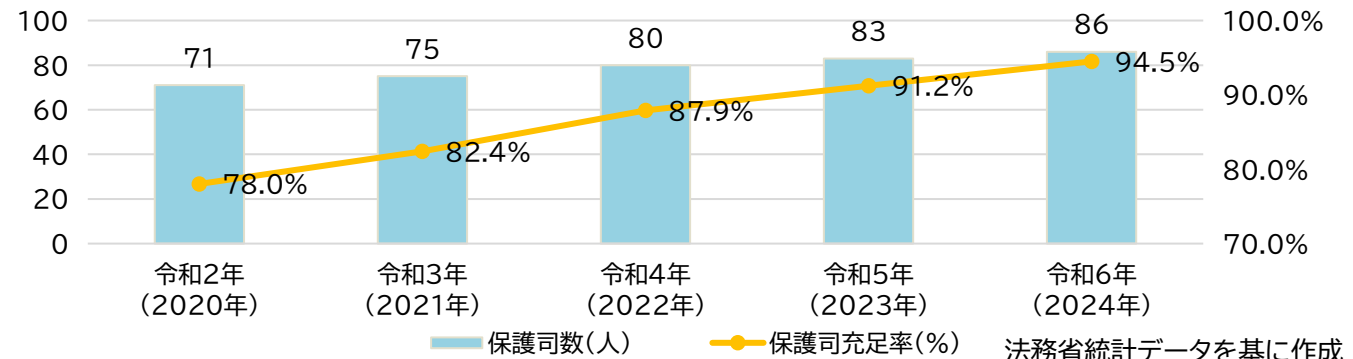
犯罪をした人等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会、協力雇用主等、多くの民間協力者によって支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が形作られてきました。

更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かせない存在となっています。

このため、本市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を進めていきます。



保護司数、保護司充足率(船橋市)



2 具体的な取組

(6) 地域による包摂を推進するための取組 【重点施策】

①国、民間団体等との連携の推進

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、**刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした人等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。**

本市においても、刑事司法や更生保護、学校教育、保健医療・福祉、地域住民などの関係者が相互に連携し、効果的な支援を行うための整備を推進します。

2 具体的な取組

(6) 地域による包摂を推進するための取組 【重点施策】

②広報・啓発活動等の推進

再犯の防止等の概念や施策は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても十分に認知されていないという現状があります。

そのため、**再犯の防止等に関して幅広い啓発を図り、より身近なものとして地域社会に浸透させていく必要**があります。

一方で、犯罪被害者等の身体的・精神的・財産的な被害や、事後的な精神的苦痛・不安等を考慮すると、**犯罪をした人等への支援を行う上では、犯罪被害者等が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解し、犯罪被害者等が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるように配慮して取り組む必要**があります。

本市においても、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者等への支援の充実を図りつつ、広く地域住民に再犯の防止等への関心をもってもらうように広報・啓発活動を推進します。

3 計画の推進体制

本計画に基づく再犯の防止等に関する施策の推進に当たっては、市や関係機関・団体等で構成する「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」の開催などを通じて、関係機関の連携を強化し、犯罪をした人等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めます。

【船橋市再犯防止推進ネットワーク会議】

学識経験者	千葉大学
刑事司法関係者	千葉保護観察所、千葉県弁護士会京葉支部 船橋警察署、船橋東警察署、千葉刑務所、八街少年院 市原青年矯正センター、千葉少年鑑別所、千葉地方検察庁
更生保護関係者	船橋地区保護司会、船橋市更生保護女性会 船橋地区更生保護協力雇用主会 認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
学校教育関係者	船橋市小学校長会、船橋市中学校長会
保健医療・福祉関係者	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」 船橋市社会福祉協議会、船橋市民生児童委員協議会 船橋公共職業安定所、一般社団法人千葉県居住支援法人協議会 船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 一般社団法人千葉県作業療法士会
市民	船橋市自治会連合協議会